

虐待対応協力員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	虐待対応協力員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	令和8年8月1日以降の任用日から令和9年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。
勤務場所	東京都大田児童相談所（東京都大田区大森西二丁目3番22号）
職務内容	<p>(1) 虐待ケースへの初期対応及び対応困難ケースへの対応に関わる業務 （調査・情報収集、関係機関との連絡調整、緊急一時保護、苦情対応等）</p> <p>(2) 緊急受理会議に関わる業務（会議記録作成等）</p> <p>(3) 28条家庭裁判所申し立て、児童福祉審議会権利擁護部会諮問等に関する事務</p> <p>(4) 虐待ケースの進行管理</p> <p>(5) 虐待統計に関わる事務</p> <p>(6) その他(1)から(5)までの業務を行うために必要な業務</p> <p>※ 各業務（(5)を除く）は担当の児童福祉司と連携しながら行う補助的業務です。</p>
応募資格・求められる能力	<p>(1) 児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童虐待への対応に熱意と行動力のある者</p> <p>(2) 次のアからコまでのうち、いずれかに該当する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 児童福祉司の任用資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 児童指導員の任用資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 社会福祉士の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 保育士の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 保健師の資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 社会福祉主事の任用資格を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 児童委員としての活動経験を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ク 家庭相談員として従事した経験を有する者</p> <p style="margin-left: 20px;">ケ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p style="margin-left: 20px;">コ その他アからケまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>(3) 児童相談所、児童福祉施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者 （但し、(2)キ又はクに該当する者は除く）</p> <p>(4) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者</p> <p>(5) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者</p>
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分 8時30分から17時15分まで または 9時00分から17時45分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	正午から午後1時まで
報酬	月額 240,700円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限150,100円/月） ※ 月の1日から末日までの期間分を原則として翌月15日に支給

	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等に参加 (要件を満たした場合)
休暇	(1) 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、 出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、病気休暇 (2) 無給 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護 休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇については、勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなり、上限到達 後の取得は無給の取扱いとなります。
募集期間	随時募集 ※順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は応募を締め切ります。
応募方法	次の応募書類を電子メールで送付してください。 (1) 応募書類 ①会計年度任用職員申込書 (別紙) ※正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメール に直接添付しても構いません。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ②作文 ・ 課題 「児童虐待を受けた子どもやその保護者支援において、あなたが大切だと考えること、 留意することはどのようなことですか。あなたの考えを述べなさい。」 ・ 字数 800字程度 (2) 申込先 【7月31日までの申込み先】※8月3日以降の申込み先は後日掲載します。 送付先メールアドレス：S1140508@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（虐待対応協力員） ※申込み確認後、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届か ない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 ※郵送又は持参による応募は受け付けていません。
選考方法	(1) 第一次選考（書類選考） (2) 第二次選考（面接） ※ 合否結果については、郵送により通知します。 ※ 選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止 等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づ き、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務 に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないこ とを求めることとしています。 このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
問合せ先	【7月31日（金）まで】

	〒140-0001 品川区北品川3-7-21 東京都品川児童相談所 管理担当 電話：03-3474-5442 【8月3日（月）から】 〒143-0015 大田区大森西2-3-22 東京都大田児童相談所 管理担当 電話 03-5763-5364
--	---

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。